

1 毎月勤労統計調査特別調査の説明

(1) 調査の目的

この調査は、常用労働者1～4人の事業所における賃金、労働時間及び雇用の実態を明らかにして、毎月実施されている常用労働者5人以上の事業所に関する「毎月勤労統計調査」を補完することを目的としています。

(2) 調査の対象

日本標準産業分類（平成25年10月改定）の農業、林業、漁業、一般公務を除く「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く）」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く）」に属し、かつ、2024年7月31日現在、1～4人の常用労働者を雇用する事業所のうち厚生労働大臣が指定する調査区内に所在する約700事業所を対象としました。

(3) 主な用語の定義

ア 常用労働者

調査期日（2024年7月31日）現在、当該事業所に雇われている労働者で、次のいずれかに該当する者です。

(ア) 期間を定めずに雇われている者

(イ) 1か月以上の期間を定めて雇われている者

イ きまって支給する現金給与額

労働契約、労働協約、給与規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって現金で支給される給与のことをいい、所得税、各種社会保険料等を差し引く前の金額です。

ウ 特別に支払われた現金給与額

2023年8月から2024年7月までの1年間に一時的又は突発的理由に基づいて支払われた現金給与及び3か月を超える期間ごとに支払われた現金給与のことをいい、夏季、年末の賞与等のことです。

エ 実労働時間数

労働者が実際に労働した時間をいい、早出時間、残業時間、手待時間を含みますが、休憩時間は除きます。

オ 出勤日数

調査期間中に労働者が実際に出勤した日数のことです。

(4) 利用上の注意

調査結果は厚生労働省政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室において集計したもののうち、愛知県分を掲載しています。